

安田中学校後援会会則

第一条 本会は安田中学校後援会と称する。

第二条 本会は安田中学校の同窓生P T A その他有志であって本会の主旨に賛同するを以って組織する。

第三条 本会は安田中学校の事業を援助し学校教育伸展に寄与することを以って目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達するために概ね下記の事業を行う。

- 1 職員生徒の勉学研究修養に関する経費補助
- 2 生徒の部活動に関する援助
- 3 生徒会活動の助成
- 4 学校行事に関する援助
- 5 学校インフラ、環境保全生徒の安全確保に関する助成
- 6 学校記念行事に関する助成

第五条 本会の経費は会員及び有志の寄付金を以って之に当てる

第六条 本会の会費は次の通りである。

- 1 個人会費は一口年 500円程度とする。
- 2 法人会費は一口年 10,000円程度とする。

第七条 本会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事 若干名
- 4 顧問 若干名
- 5 会計 2名
- 6 会計監査 2名

第八条 本会の役員は次の通りである。

- 1 正副会長は同窓会の役員が兼務する。
- 2 幹事と顧問は会長が之を委嘱する。
- 3 会計は幹事より選出する。
- 4 会計監査は役員の推薦で選出する。

第九条 本会役員の任務及び任期は次の通りである。

- 1 会長は本会を代表し一切の会務を処理し任期は同窓会役員の任期までとする。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故のある時はこの代行に当たる。
- 3 幹事顧問は会長の委嘱事項を処理任期は2年。
- 4 会計は会費の出納を管理し必要書類の整理任期は2年。
- 5 会計監査は会計を監査する任期は2年。

6 会長副会長を除き役員の再任は妨げない。

第十条 本会の会議は役員全員出席の總會とし年度末に会長が招集する。

※ 重要かつ急ぎの案件が生じた場合は会長が臨時總會を招集する。

第十一条 予算審議決済承認重要事項は正副会長が協議決定し總會に於いて報告をする。

第十二条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第十三条 本会の本部事務局は阿賀野市保田 4419 番地安田中学校内に置く

附則：この会則は令和4年4月23日より実施し、即日より適用する。